

○沖縄県立看護大学附属図書館運営委員会規程

(平成11年4月15日)

[沿革] 平成19年4月25日 改正

平成21年6月17日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学附属図書館規程第3条第2項の規定に基づき、沖縄県立看護大学附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 沖縄県立看護大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）の管理運営の基本方針に関する事
- (2) 図書館システムの企画・立案に関する事
- (3) 図書その他の資料の収集及び利用に関する事
- (4) 附属図書館に関する規程等の制定及び改廃に関する事
- (5) 予算に関する事
- (6) その他附属図書館の運営に関する重要な事

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 学長が指名する教員5名程度
- (3) 総務課長

(任期)

第4条 前条第2号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、附属図書館長がこれに当たる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、附属図書館において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成11年4月15日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

2 この規程の適用日後、最初に任命される第3条第1項第2号に掲げる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月17日から施行する。